

総務関係事務事業（その 1）選挙関係事務事業の取扱いについて

総務関係事務事業（その 1）選挙関係事務事業の取扱いについて提出する。

平成 16 年 10 月 15 日提出

神崎町・大河内町合併協議会
会 長 足 立 理 秋

協 定 項 目	24-2	総務関係事務事業（その 1）選挙関係事務事業の取扱いについて
<p>1 選挙管理委員会 新町の選挙管理委員 4 名は、神崎町から 2 名、大河内町から 2 名選出する方向で、新町発足までに調整する。 選挙管理委員会規程については、現行の規定内容を基本に、新町発足までに調整する。</p> <p>2 農業委員会委員選挙 執行方法については、現行のまま新町に引き継ぎ、公職選挙執行規程は、新町発足までに調整・再編する。</p> <p>3 財産区議会議員選挙 執行方法及び経費負担については、現行のまま新町に引き継ぎ、公職選挙執行規程は、新町発足までに調整・再編する。</p> <p>4 市町村長選挙 執行方法については、現行のまま新町に引き継ぎ、50 日以内に選挙を実施することから、新町発足までに、公職選挙執行規程を調整・再編する。</p> <p>5 市町村議会議員選挙 執行方法については、現行のまま新町に引き継ぎ、公職選挙執行規程は、新町発足までに調整・再編する。</p> <p>6 投票区及び開票区等 投票区の設定については、有権者の便宜を図る面から、現行どおりの 25 投票区とする。 開票区は、1 開票区とし、開票開始時間は、新町発足までに調整する。 支所等における期日前及び不在者投票所の設置は、新町発足までに調整する。</p> <p>7 ポスタ - 掲示場の設置 投票区毎の設置数については、区内の可住面積、距離、有権者数等から現状の設置数で合理性があると判断し、現行どおり新町に引き継ぐ。</p>		

平成 16 年 10 月 15 日 確認・継続審議